

【砺波市】住宅の取得・改良に対する支援制度

市町村名	担 当 課	制 度 名	助 成 条 件 等	補助額・融資額	HP	電話番号
砺波市	社会福祉課	在宅重度障害者住宅改善費補助金	視覚障害1・2級の方若しくは肢体不自由1・2級の方若しくは内部障害で法律の規定により車椅子の給付を受けている方、若しくは療育手帳Aを所持している方で、その属する世帯が、更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法別表徴収基準額表に定めるD11階層以下の世帯の住宅改修	所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内	https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300848282.html	0763-33-1317
砺波市	高齢介護課	高齢者が住みよい住宅改善支援事業	65歳以上の高齢者又は左記の高齢者と同居する方で、前年分の所得税非課税世帯の方	補助対象工事費の2/3【90万円以内(ただし、自立者にあつては45万円以内)】	https://www.city.tonami.toyama.jp/service/537896/	0763-33-1328
砺波市	市民生活課	住宅取得支援事業補助金	【対象者】 転入世帯 又は 子育て世帯 転入世帯:夫婦のどちらかが39歳以下、かつ、どちらかが転入である世帯 子育て世帯:転入する中学生までの子がいる世帯 以下の条件を満たす方 ・令和3年1月1日以降、建設工事請負契約または売買契約を締結したものであること。 ・新築工事等の場合は、令和3年1月1日以降に着工したものを含む。 ・転入から3年以内で、転入日前の1年間に市内に住所を有していないこと。 ・取得した住宅の所在地に住民基本台帳の登録をして、以後10年以上居住する意思があること ・世帯員全員に市税等の滞納がないこと ・世帯に外国人を含む場合は、永住権を有し、かつ、市の住民基本台帳に記載されていること ・申請者及び配偶者が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと ・砺波市定住促進空き家利活用補助金及び砺波市三世代同居・近居住宅支援事業補助金の交付を受けていないこと	新築 上限 107.3万円(とнами) 中古 上限 50万円 借入額の1/10 ※対象外となる経費 土地の取得費 店舗・事務所又は賃貸住宅等との併用住宅の場合について は、自己の居住部分以外の部分に係る工事費	https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1615180756.html	0763-33-1172
砺波市	市民生活課	空き家再生等推進事業補助金	(1)地域(空き家がある地区自治振興会、自治会、町内会等の単位をいう。)の住民(5人以上)が主体となって構成する法人又は認可地縁団体 (2)上記以外の法人、団体又は個人 (3)市税等の滞納がないこと。	(1-1) 伝統家屋を改修し、「とнамиブランド」の消費拡大及び販売促進に資する先導的な事業 ・補助率 補助対象経費の2/3 ・補助限度額 1事業当たり1,000万円 (1-2) 上記以外の補助対象事業 ・補助率 補助対象経費の1/2 ・補助限度額 1事業当たり350万円 (2) 補助率 補助対象経費の1/2 ・補助限度額 1事業当たり100万円	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1409885682.html	0763-33-1372
砺波市	市民生活課	定住促進空き家利活用補助金(三世代同居推進事業)	空き家情報バンクを利用し、宅建業者の仲介により、購入した住宅を改修する者で、次の要件を満たす者 (1)原則、市内業者による主要構造物の改修等又は家具等の片付け (2)当該住宅に住居登録し、10年以上居住する意思がある。 (3)三世代の場合は、同居・近居すること。 (4)申請者(その同居人を含む。)及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (5)世帯全員の市税等の滞納がない。	●空き家を購入する場合 (1)空き家を購入し改修する場合 改修等経費の1/2(限度額50万円) (2)空き家を購入し三世代同居・近居するために改修する場合 ・三世代同居 改修等経費の3/4(限度額200万円) ・三世代近居 改修等経費の3/4(限度額100万円)	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1459243768.html	0763-33-1172
			空き家情報バンクを利用して賃借する者で、次の要件を満たす者 (1)市外に住所を有する者で、宅建業者の仲介により、当該住宅を借り上げ家賃を支払う。 (2)5年以上居住する意思がある。 (3)申請者(その同居人を含む。)及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4)世帯全員の市税等の滞納がない。	●空き家を賃借する場合 ・家賃月額1/2(限度額1万円)、交付期間は3年間		
			空き家情報バンクを利用して賃貸するために住宅を改修する所有者等で、次の要件を満たす者 (1)原則、市内業者による主要構造物の改修等又は家具等の片付け (2)宅建業者の仲介により、当該住宅を5年以上賃貸する意思がある。 (3)申請者(その同居人を含む。)及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4)世帯全員の市税等の滞納がない。	●空き家を提供する場合 ・空き家を賃貸(提供)するために改修する場合 改修等経費の1/2(限度額20万円)		
砺波市	農地林務課(チュールIPP四季彩館)	生け垣設置補助金	補助金の交付の対象となる生け垣の設置の基準は、次に定めるものとする。 ①①敷地境界から眺望できるものであること。 ②敷地境界に設置されたものであること。ただし、敷地境界以外に設置することがやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。 ③生け垣として植栽する樹木の高さは、0.8メートル以上で枝張り0.4メートル以上であること ④生け垣の延長は、おおむね10メートル以上であること。 ⑤生け垣の植栽方法は、1メートル当たり2本以上で、列状に植え込まれていること。 ⑥植栽する樹木は、健全なものであること。 ⑦既存するブロック塀等の除去により新たに生け垣を設置する者においては、除去延長はおおむね10メートル以上とする。	1 補助金対象となる経費は、生け垣植栽に要する樹木及び資材の購入費とする。 2 補助金の額は、樹木等購入費に2分の1を乗じて得た額とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。 3 補助金の最高限度額は、次のとおりとする。 ①10メートル以上50メートル未満の生け垣 5万円 ②50メートル以上100メートル未満の生け垣 10万円 ③100メートル以上150メートル未満の生け垣 15万円 ④150メートル以上200メートル未満の生け垣 20万円 ⑤200メートル以上の生け垣 30万円	https://www.city.tonami.toyama.jp/service/22866/	0763-33-1433(農地林務課) 0763-33-7716(チュールIPP四季彩館)
砺波市	都市整備課	木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの。 ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの。 ③在来軸組工法によるもの。 (財)日本建築防災協会による一般耐震診断、精密診断により、耐震補強の必要性があるとされた住宅(診断の結果、総合判定がlw値1.0未満の場合)について、耐震改修後、以下のいずれかのメニューに該当する耐震改修及び部分耐震改修工事に要する経費であること。 メニュー① 耐震改修 建物全体(1階+2階)をlw値1.0以上に改修 メニュー② 部分耐震改修 1階の主要居室(寝室・居間等)だけをlw値1.5以上に改修 メニュー③ 部分耐震改修 1階(全体)だけをlw値1.0以上に改修(比較的小規模な住宅) メニュー④ 段階的耐震改修 lw値0.7未満の住宅全体を0.7以上1.0未満に改修	補助対象工事費の4/5(100万円以内)	https://www.city.tonami.toyama.jp/info/61096p/	0763-33-1447
砺波市	都市整備課	三世代同居・近居住宅支援事業補助金	1 助成条件 ①～⑨の条件を満たすもの ① 工事完了後、三世代同居・近居である ② 三世代家庭のいずれかが所有する住宅 ③ 令和3年1月1日以降に契約着工したもの ④ 対象工事が50万円(税込)以上の工事 ⑤ 三世代家庭の全員及び対象住宅が、過去にこの補助金の交付を受けていない ⑥ 三世代家庭に属する者又はその者が代表となる法人が施工する工事を除く ⑦ 定住促進空き家利活用補助金の交付を受けた者を除く ⑧ 木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた工事を除く ⑨ 住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く 2 申請期限 対象工事に要する費用の支払完了日の翌日から起算して1年以内かつ令和6年3月31日まで	【新築】 三世代同居 対象工事の1/10 上限107.3(とнами)万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限50万円 【増改築】 三世代同居 対象工事の1/10 上限20万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限10万円 ※対象工事の費用の支払い完了日から1年以内であること ※補助金交付後、三世代同居・近居を3年以上続けること	https://www.city.tonami.toyama.jp/info/576896p/	0763-33-1447
砺波市	上下水道課	浄化槽設置整備事業補助金	公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業整備区域以外の区域。主として居住の用に供する住宅	補助額 ①5人槽 40万円 ②6～7人槽 50万円 ③8～10人槽 66万円 ④11～20人槽 100.2万円 ⑤21～30人槽 154.5万円 ⑥31～50人槽 212.9万円	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300855323.html	0763-33-1463
砺波市	上下水道課	水洗便所等改造資金利子補給金	特定金融機関から貸付を受けていること。市税及び下水道事業受益者負担金等を滞納していないこと。本市の処理区域内における家屋の所有者または家屋の使用人であつて改造について所有者の同意を得ているものであること。	利子補給金 借入利子(延滞利子額を除く限度額10万円) 融資対象借入限度額 100万円 期間 3年	https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1490604102.html	0763-33-1463